

別紙3 金銭等管理委託契約書に対する申入れ

令和8年8月10日

申入れの理由

1 第4条第1項後段（金銭出納）

(1) 前提として、本契約第1条は、本契約の目的につき、「乙の金銭及び通帳等（以下「金銭等」という）。を適切に管理することにより、乙が安心して円滑に日常生活を送ることを目的とする。」と定めています。これは、甲2、すなわち事業者は、乙、すなわち消費者の利益のために乙の金銭等を預かって管理することを目的とした契約であることを意味しています。

(2) 本契約第4条1項は、「乙は、甲2に対し、日常的な生活費用及び乙の申し出た事項に関する金銭出納管理を委託することができることとする。この場合、甲2の預かった現金はすべて甲2名義の預貯金で保管した上で、乙名義の出納帳で出納管理する。」と定めています。

同条項後段は、消費者が事業者に交付した金銭は分別管理されないことを意味しています。そうすると、保管の目的物である消費者の金銭は、事業者の一般財産と混同することにより、その特定性を失うこととなります。その結果、事業者名義の預貯金口座に保管された消費者の金銭が、事業者の債権者により、差し押さえられる場合などに、消費者は、事業者の無資力リスクを負わなければならないこととなります。

(3) 敢えて分別管理をしないことにより、分別管理により容易に回避することができるリスクを消費者に負担させる本条項後段は、金銭等の不適切な管理方法を定めるものであって、消費者に無用の不利益をもたらすものです。それゆえ、本条項後段は、本契約第1条が定める目的と方法に反した規定といわざるを得ません。

(4) また、札幌市無料低額宿泊所の設置及び運営の基準に関する条例第27条第3号は、無料低額宿泊所の設置者等による入居者の日常生活に係る金銭管理につき、「金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること」を定めており、無料低額宿泊所の設置者等に入居者の金銭の分別管理を求めています。

(5) よって、本条項後段の使用中止または修正をご検討いただくとともに、貴社が無料低額宿泊所の設置者等であるか否かにつき、回答を求めます。

2 第11条（損害賠償）

(1) 「甲2がこの契約に基づく管理を怠って乙に損害を与えた場合、速やかに損害を賠償する。ただし、甲2が十分に注意をしたにもかかわらず生じた損害については賠償しないものとする」との定めがあります。

(2) 本条ただし書は、甲2による不履行につき注意義務違反がない場合に、債務不履行による損害賠償責任を免除する規定です。責任免除の成否は、甲2が「十分に注意をした」か否かという基準にかかっているところ、この文言からは甲2に要求される注意の水準が明確ではありません。

せん。

(3) によって、事業者に対し消費者契約の内容を消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮することを求める消費者契約法第3条1項1号の趣旨に基づいて、本条ただし書の注意の水準が明確になるように修正することを求めます。

(4) なお、本契約は、委任の要素と寄託の要素を含む役務提供契約であり、かつ、本契約書第5条により金銭管理サービスの対価を出捐する義務が乙に課されるので有償契約です。

民法上、そのような要素を含む役務提供契約においては、役務提供者は、預かった物の保管についても事務処理についても善良なる管理者の注意が要求されます(民法第400条及び第644条)。

仮に本条ただし書が、甲2の注意の水準として自己の財産に対するのと同じの注意を定める規定であって、事業者たる甲2の債務不履行責任を限定するものであるならば、それは、任意規定の適用による場合よりも消費者の権利を制限し、または、消費者の義務を加重する条項であって信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるため、消費者契約法第10条に違反して無効になります。その場合には、本条項の使用中止または修正を求めます。

以上